

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人 流通経済研究所（以下この法人という。）定款第29条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、代表理事及び業務執行理事の職務執行の対価として、月毎の役員報酬（以下、月額報酬という。）並びに役員賞与等を支給することができる。また、その退任にあたっては、任期に応じ第8条に規定する退職慰労金を支給することができる。

2. 監事に対して、その職務執行の対価を支給することができる。

(理事の月額報酬及び賞与の額の決定)

第4条 常勤の代表理事及び業務執行理事の月額報酬(研究員としての職務遂行の対価を含む。)の「俸給表」は、別紙1のとおりとする。この俸給表の改定は、理事会の決議をもって行う。

2. 各理事の号俸の決定にあたっては、次の諸点を総合的に勘案して、理事長が理事会の承認を経て決定する。

ア. 次の各号の区分に従い「一般職員の給与に関する法律（昭和25年法第95号）」第6条に規定する指定職俸給表の俸給月額に、その指定職に支払われる手当相当額を加えた額

- 一 理事長 指定職俸給表 5 号俸に、その指定職に支払われる手当相当額を加えた額
- 二 専務理事 指定職俸給表 5 号俸に、その指定職に支払われる手当相当額を加えた額
- 三 常務理事 指定職俸給表 3 号俸に、その指定職に支払われる手当相当額を加えた額
- 四 執行理事 指定職俸給表 1 号俸に、その指定職に支払われる手当相当額を加えた額

イ. 世間の一般企業の役員の処遇水準

ウ. 当該役員の勤務状況

エ. この法人の資産及び収支状況、等

3. 常勤の代表理事及び業務執行理事の賞与額は、「研究所の業績の状況」「当該役員の業績の状況」「世間の一般企業の役員の処遇水準」「この法人の資産及び収支状況」等を総合的に勘案して決定する。

4. その決定にあたっては、各々月額報酬の 7 箇月以内、または、別途理事会で定める「常勤理事全員の賞与合計額」を超えない範囲内で、理事長が理事会の承認を経て決定する。

5. 第 1 項以外の理事の報酬については、各々 1 日あたり 10 万円を上限として、理事長が理事会の承認を経て決定する。

(監事の報酬額の決定)

第 5 条 監事の報酬は、各々年額 2 百万円を超えない範囲とする。

(月額報酬および賞与の支給)

第 6 条 定例報酬の支給日、支払方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、次のとおりとする。

ア. 支給日

給与は毎月末に計算を締切り、毎月 15 日にその月の給与を支払う。ただし、支払日が金融機関の休日にあたる場合は、直前の営業日に振り込むものとする。夏季賞与の支給日は 7 月 1 日、冬季賞与の支給日は 12 月 1 日とする。

イ. 支払方法

給与および賞与は、役員が指定する金融機関に振り込むものとする。

ウ. その他

「支給日、支払方法並びに定例報酬より控除する額」等に関する「その他の事項」は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

(国内・海外出張における役員の日当)

第7条 役員が業務で国内・海外出張する場合の日当は次のとおりとする。なお、その他の旅費については、別に定める旅費規程に従う。

ア. 一般出張（宿泊を伴う業務上の旅行〈東京都区内を除く〉） 4,500円

イ. 日帰り出張（研究所から片道100Km以上の旅行で、宿泊を伴わない場合） 4,500円

ウ. 海外出張

A. 理事長・専務理事 11,000円

B. 理事 7,000円

(退職慰労金)

第8条 退職慰労金は、理事として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2. 退職慰労金は、退任の日における月額報酬に役員在任月数及び100分の20を乗じた金額を上限とする。ただし、役員在任期間は当初就任日より起算して10年間を上限とし、1箇月に満たない端数が生じたときには1箇月とする。

(特別功労金)

第9条 在任中特に功労があったと認められる理事に対し、前条の退職慰労金に100分の20を乗じた金額を超えない範囲内で特別功労金として退職慰労金の支給時に加算して支給することができる。支給額については、理事長が理事会の承認を経て決定する。

(費用)

第10条 この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第12条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

【別紙1】 流通経済研究所 常勤理事俸給表

区分	俸給月額
第1号	600,000円
第2号	650,000円
第3号	700,000円
第4号	750,000円
第5号	800,000円
第6号	850,000円
第7号	900,000円
第8号	950,000円
第9号	1,000,000円
第10号	1,050,000円
第11号	1,100,000円
第12号	1,150,000円
第13号	1,200,000円
第14号	1,250,000円

附 則

1. この規程は、一般社団及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 規程改定 令和2年2月14日 第11回 臨時評議員会 決議